

少年の拘禁施設と国際人権法

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/20298>

出版情報 : 法律時報. 83 (3), pp.22-27, 2011-03. Nippon Hyoron Sha Co.,Ltd.
バージョン :
権利関係 :

少年の拘禁施設と国際人権法

武内謙治

1 はじめに

本稿は、国際人権法の観点から少年の拘禁施設のあり方について検討を加え、日本における課題を探ることを目的とする。

視座に据える「国際人権法」の中心となるのは、子どもの権利条約のほか、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）、少年非行予防のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）、自由を奪われた少年の保護のための国連規則（ハバナ・ルールズ）という国際準則である¹⁾。本稿ではさらに、国連子どもの権利委員会（CRC）による2007年の一般的意見10号「少年司法における子どもの権利」、同委員会により過去3回（1998年、2004年、2010年）示されている子どもの権利条約の実施状況に関する日本政府報告に対する総括所見（CRC/C/15/Add.90、CRC/C/15/Add.231、CRC/C/JPN/CO/3）、そして2008年に制定された「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則」（グライフスヴァルト・ルールズ）を参照する。

国際人権法規範からみた場合、「少年の拘禁」という概念自体が解明を要する問題である。というのも、そこで「自由の剥奪」という概念は、目的の如何や主体の公私を問わず広く理解されているからである（ハバナ11項(a)、グライフスヴァルト

21.5)。これとのかかわりでは、例えば少年の措置入院や、一時保護所、児童自立支援施設、児童養護施設への収容のあり方なども本来は検討されるべき問題となる。しかし、本稿においては、より重大な問題を抱えていると考えられる刑事政策目的をもつ狭義の少年司法に関係する身体拘束処分のあり方に対象を限定することにした。

2 少年に対する自由剥奪に関する国際人権法の基本的な考え方

子どもの権利条約を頂点とする国際人権法は、不法または恣意的な身体拘束を禁止し、最終手段として最短期間においてのみ身体拘束を認めた上で（条約37条(b)）、身体拘束処分が行われる場合の条件の整備を求めている。

身体拘束処分の最終手段性と最短性は、被疑事実との比例性から導かれるものではなく、厳格に定められた例外的状況において、「子どもが必要とする保護を他の方法では与えることができない場合にのみ自由の剥奪を用いることができるという意味²⁾」である。ダイバージョンの促進や身体拘束処分の代替策の積極的な活用が、コミュニティを基盤とする処遇の拡充と関連づける形で求められているのは（北京11条、一般的意見3項、24項、27項）、これと表裏をなしている。しかし、このことは、保護という目的それ自体で身体拘束処分

1) これらの相互関係については特に斉藤豊治「少年司法」法ゼミ439号（1991年）62-65頁を参照。以下において、子どもの権利条約は「条約」、一般的意見10号は「一般的意見」と記し、国際準則の引用にあたっては「ルールズ」・「ガイドライン」の文字を省略する。なお、本稿では文献註を最小限にとどめざるをえなかった。ご海容をお願いしたい。

2) 国連ウィーン事務所、平野裕二（訳）『少年司法における子どもの権利』（現代人文社、2001年）59頁。この意味で、身体拘束処分の最終手段性と最短性の原則は個別処遇の考えを内在させている。グライフスヴァルト5も参照。

が正当化されることを意味するものではない。例えば、寄る辺のない子どもがふさわしい社会福祉施設がないことを理由に警察の施設も含んだ刑事施設に身体拘束されることは、差別的な法適用(条約2条)として許されない³⁾。

身体拘束処分が用いられる際の条件は、大きくは、①処分や措置の決定にあたっての権利保障、②身体拘束中の権利保障、③処遇及び身体拘束環境の整備に分けて理解することができる。①身体拘束処分の決定にあたっては、法的その他の援助に迅速にアクセスする権利と、自由剥奪の合法性について裁判所または他の権限ある独立かつ公平な機関において争い、その訴えに対して迅速な決定を受ける権利が保障されなければならない(条約37条(d)、一般的意見82項から84項)。また、②身体拘束と関連して、子どもは社会復帰の準備を意図した教育を受ける権利と、将来の雇用を準備する上で有用と思われる職種について職業訓練を受ける権利を有し(ハバナ38項、42項)、作業に従事するすべての少年は、正当な報酬を受ける権利をもつ(ハバナ45項)。子どもは、提供されるケアの目標、拘禁中の権利と義務について理解するための援助を受けなければならない(ハバナ25項)。また、家族生活に対する子どもの権利を尊重し、通信及び面会を通じて家族と接触を保つ権利が保障されなければならない(条約37条(c)、ハバナ30項、一般的意見37項)。到達可能な最高水準の健康、病気の治療および健康の回復のための便宜に対する権利の保障(条約24条)も必要である。これらの権利保障に実効性をもたせるためにも、少年には拘禁施設の長や中央官庁、司法機関などに要望または不服申立てを行う権利が保障されなければならない(ハバナ75項、76項)。独立の査察機関の設置も求められる(ハバナ72項から74項)。さらに、③成人と分離した小規模な開放型施設の設置が求められ(ハバナ30項、一般的意見85項)、子どもの健康・自尊心・責任感を促進するような有意義な活動とプログラムが保障されなければならない(ハバナ12項)。職員の適切な研修も当然に必要である

(ハバナ85項)。

以上のような考えは、コミュニティへの統合、少年の尊厳の尊重、家族との接触そして恣意の排除(公正な取扱いを求める権利)という4つの事柄に基盤を置いている⁴⁾。それは、「自由の剥奪の利用は、調和のとれた子どもの発達にとってきわめて重大な帰結をもたらすとともに、社会への子どもの再統合を深刻に阻害する」(一般的意見11項)という認識を基礎としており、「子どもの人権が尊重されるようにすることにより、自由の剥奪の有害な影響を中和しようとする」⁵⁾企図から出たものである。一般的意見がこの認識を「生命、生存および発達に対する権利」(条約6条)と関連づけているように、これらの措置は身体拘束処分に関する犯罪学的知見のみならず、成長発達権を中心とする人権論に裏打ちされている。

3 未決段階の身体拘束処分

(1) 逮捕・勾留

こうした国際人権法の基本的な考えからみた場合、日本における身体拘束の制度と運用はどのようにとらえられるか。未決段階の身体拘束は、少年保護手続において家庭裁判所が事件を受理する前と後、そして家庭裁判所の検察官送致決定により手続が刑事訴訟に移行した後の3つの段階で問題になる。

少年法は、家庭裁判所の事件受理前の身体拘束につき特別な制度を予定していない。そのため、行為時に刑事責任年齢に達している14歳以上の犯罪少年(少3条1項1号)に対しては、成人同様、逮捕や勾留が行われる。もっとも、少年法上、検察官は「やむを得ない場合」でなければ、勾留を請求しえず(少43条3項)、裁判官も勾留状を発付することができない(少48条1項)。また、「やむを得ない場合」に勾留を認めるとしても、その場所を少年鑑別所とすることができる(少43条1項、48条2項)。しかし、少年鑑別所の収容状況などの物理的条件のほか、少年の資質や捜査遂行上の理

3) 国連ウィーン事務所・前掲書59頁。例えば、保護目的による観護措置の可否という問題はこの点に關係する。

4) DC1国際事務局、新倉修=佐々木光明(訳)「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」草案ハンドブック、澤登俊雄=比較少年法研究会『少年司法と国際準則』(三省堂、1991年)242頁。

5) 国連ウィーン事務所・前掲書56頁。

由をも含めて「やむを得ない場合」が広く解釈されていることもあり⁶⁾、運用上原則と例外が逆転している⁷⁾。国際人権法の精神からは、「やむを得ない場合」を本来の語義通り限定する必要がある。身体拘束の最終手段性を担保するためにも、勾留質問へ弁護人が立ち会うなどの仕組みが必要である。

これと密接に関連しているのが、留置施設(代用監獄)における身体拘束の問題である。少年事件であっても代用監獄における身体拘束は珍しくない⁸⁾。CRCは日本政府の第1回審査の総括所見において「代用監獄の状態」について懸念を示しており(27項)、第3回審査の総括所見では「少年が審判前に成人と勾留される可能性があること」とともに「法令に触れる行為をした児童に対する、弁護士へのアクセス権を含む手続的保障が制度的に実施されておらず、その結果、特に自白の強要や違法な捜査実務を生む結果となっていること」に遺憾の意を表明している(84項)。一般的意見は「自己負罪の強制からの自由」(条約40条2項(b)(ii))との関連で、いかなる強制された自白も証拠として認められないこと(56項)、「強制」の文言を暴力的な形態に限定せず広く理解すべきこと(57項)、事情聴取を受ける子どもは、弁護士などにアクセスできなければならず、かつ、事情聴取中に親の立会いを要請できなければならぬこと(58項)を確認している。第3回審査の総括所見の懸念はこれとのかかわりでも未決段階の身体拘束の危険性を示したものと見える。家庭裁判所の事件受理前、犯罪少年事件は刑事事件として取り扱われることから、勾留が決定された一定の事件は被疑者国選弁護(刑訴37条の2)の対象となるが、取調べへの弁護士や保護者の立ち会いが行われることはほとんどない。代用監獄の廃止や一般的意見の要請に応える弁護士等の立ち会いが実現できないのであれば、せめて全面的な可視化が不可欠である。

少年に対する「未決」の身体拘束は、家庭裁判

所による検察官送致決定後、手続が形式的に刑事訴訟手続へ移行した後にも問題となる。この点、少年法は家庭裁判所の事件受理前の勾留と特段書き分けをせずに、それが「やむを得ない場合」に認められることとしている。しかし実際には少年であっても、成人と同様に拘留所で勾留が行われているのが現状である。勾留中の収容に関係する権利保障は、家庭裁判所の事件受理前であっても検察官送致決定後手続が刑事訴訟手続へ移行した後であっても、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「刑事施設処遇法」と記す)によることになる。しかし、この法律は未決・既決を問わず、少年の特性に配慮した特則を置いていない。例えば口頭による不服申立てなどの少年にふさわしい権利保障も含めて、勾留中の教育的配慮は法律上皆無といえる。後述する少年刑務所への収容とならんで、抜本的な制度改革が不可欠である。

(2) 観護措置中の権利保障

家庭裁判所が事件を受理した後の身体拘束処分である観護措置による少年鑑別所収容(少17条1項2号)は、原則2週間、「特に継続の必要があるとき」には1回の延長が可能である(少17条3号)。しかし、心身の鑑別や社会調査は3週間ほどの期間をかけて行われており、観護措置が延長されるのが通例となっている。また、犯罪少年事件で結果が一定程度重い事件では、非行事実認定のためにさらに2回、最長8週間まで観護措置を認める措置(少17条4項)が2000年の少年法改正により導入されている。

CRCは、第1回審査の総括所見において「身柄拘束および最後の手段としての審判前の身柄拘束の使用に代わる手段が不十分であること」に懸念を示している。また、2000年の少年法改正後の第2回と第3回審査の総括所見では観護措置期間が「4週間から8週間に引上げられたこと」について懸念を示した上で、最終手段性や最短性に触

6) 田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法』(有斐閣、2009年)430-431頁を参照。

7) 2009(平21)年版の『検察統計年報』によれば、20歳未満の者に対する勾留許可数(自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件は除く)は10095件であるのに対し、逮捕後の措置として勾留が却下されたのは70件である。また、同年版の『矯正統計年報Ⅱ』によれば、勾留に代わる観護措置がとられたのは1425件である。

8) 具体的な事件における問題点は、日本弁護士連合会子どもの権利委員会『少年警察活動と子どもの人権 新版』(日本評論社、1998年)を参照。

れる形で、それぞれ「身柄拘束（審判前の身柄拘束を含む）に代わる手段の利用を増強すること」（53項）、「自由の剥奪がその中止の観点から定期的に再審査されることを確保すること」（83項）を勧告している。制度上は、観護措置決定に対する異議申立て（少17条の2）や職権による観護措置の取消し（少審規21条）があるものの、観護措置を回避するための代替策は皆無に等しい。そもそも諸外国において身体拘束処分の回避策として活用されている社会内の福祉サービス自体が乏しいことを考えれば、CRCの一貫した批判に答えるには児童福祉領域における人的物的資源の拡充から行う必要がある⁹⁾。

犯罪少年と触法少年のうち一定の結果重大事件で少年鑑別所収容が行われる場合、国選付添人が選任される可能性がある（少22条の3第2項）。しかし、その選任は家庭裁判所の職権に基づくものであり、対象となる事件の範囲も被疑者国選付添制度より狭い。そのため、例えば窃盗や傷害の被疑事件では、家庭裁判所の事件受理前は公費による法的援助を受けながら、受理後はそれができない事態が生じている。CRCは第2回審査の最終所見において「法に触れた子どもに対し、法的手続全体を通じて法的援助を提供すること」（54項e）を、第3回審査のそれではさらに踏み込んで「現行の法律扶助制度の拡大等により、すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的その他の援助の提供を確保すること」（85項d）を勧告している。この制度上の不備が身体拘束を最終手段としない運用につながっているとも考えられ、観護措置段階の国選付添人制度の拡充が不可欠である。

観護措置は家庭裁判所による終局決定前の身体拘束処分であるため、無罪推定原則が妥当する（条約40条2項(b)(ii)）。そのため、「観護処遇」も本人の同意を要件とし、非行事実の存在を前提とした処遇は行わないこととされている¹⁰⁾、国際人権法との関係でむしろ問題なのは、信書の発受や接

見交通・面会である。信書の発受は、少年鑑別所処遇規則上「通信」の発受として規定されており、「所内の規律に反しない限り」許すものとされている（40条）。また、面会については、「少年に対し面会を申し出た者がいるときは、近親者、保護者、附添人その他必要と認められる者に限り、これを許す」（38条）ものとされている。しかし、「規律」や「近親者」の内容は明確ではない。また、そもそも国際人権法上、自由を奪われた子どもは「通信および面会を通じて家族との接触を保つ権利」をもつことが確認されており（条約37条(c)）、「このような接触の制限につながりうる例外的事情は、法律で明確に定められるべきであり、権限ある機関の裁量に委ねられるべきではない」（一般的意見87項）ものとされている。通信や面会の権利性が法律により明確に確認される必要があり、「例外的事情」を法定するとしても、成長発達段階にあり社会復帰の主体でもある少年の権利制限がなぜ許容されるのか実質的な理由づけが必要である¹¹⁾。

少年鑑別所所在者は、通達¹²⁾を根拠として、口頭又は書面で少年鑑別所長に対して不服申立てを行うことができる。身体拘束期間の短さは問題となるものの、外部の公平な機関に対する不服申立てを含めた法制度の整備が不可欠である。

4 既決段階の身体拘束処分

(1) 少年院

既決段階における身体拘束として特に問題になるのは、保護処分としての少年院収容と刑罰としての少年刑務所収容である。

CRCによる第3回審査の総括所見では、広島少年院事件を念頭に置いたと思われる「少年矯正施設における被収容者への暴力が高い水準で行なわれていること」への懸念（84項）が示されている。実効性のある職員研修も当然に必要である

9) こうした福祉的措置の拡充は、少年の社会復帰の局面やその後の生活を考えても重要である。

10) 「少年鑑別所における健全育成を考慮した処遇について（通知）」（平成20・2・22矯少1252矯正周少年矯正課長通知）。和田徹「少年鑑別所における少年の健全な育成を考慮した処遇について」刑政121巻8号（2010年）14～24頁も参照。もっとも、観護処遇を積極化することで身体拘束期間の長期化が正当化されるわけではない。

11) 現行の少年法や少年鑑別所処遇規則には刑事訴訟法と同様の接見交通制限規定がない。家庭裁判所の「監督権」などの概念をもち出し「近親者」との接見交通禁止を解釈で認める見解もあるが、国際人権法の観点からはこれにも問題がある。

12) 「在所者による少年鑑別所長に対する申立ての取扱いについて」（平成22・2・12矯少603矯正局長通達）。

が、少年の円滑な社会復帰に資するコミュニティの資源や援助を積極的に活用すること（ハバナ81項）で施設運営の透明性を確保する発想も必要であろう。

現行の少年院法については、例えば、有形力による即時強制や通信・面会の制限などの権利制限的な措置に関する明文規定がないなどの問題が指摘されてきた。前者については、手錠の使用が認められていること（少年院法14条の2）を根拠として、それよりも弱い有形力の行使である即時強制が認められると解釈されている¹³⁾。後者に関しては、少年院処遇規則上、面会や通信の許否や面会への立会いが「矯正教育」上の判断にかかる規定様式となっており（52条から56条）、その権利性自体が曖昧である¹⁴⁾。しかし、国際人権法からは、前者について法定による明確な限界づけが必要であり（ハバナ64項、一般的意見89項）、後者に関して面会や通信が権利に基づくものであること（一般的意見87項）が法律上明文で確認されなければならない。

もっとも、ここでの真の問題は法定自体にはなく、処遇をも含めた少年院運営の本質理解との関係にある。即時強制は、少年院収容の強制的性格や収容の確保の必要性と直結して語られている。しかし、国際人権法上、有形力の行使は、他のあらゆる統制手段が尽くされた場合に最終手段として、例外的に、そして可能な限り短期間のみ許容されているにすぎず（ハバナ64条、一般的意見89項、グライフスヴァルト90.2）、収容確保の必要性から当然のものとして直ちに認められるわけではない¹⁵⁾。また、家族と接触を図る権利は、社会復帰主体として外部と幅広く接触を図る権利の一つでもあり、法律で明確に規定されるべきその制限も例外的に許容されるにすぎない（一般的意見89項）。

同様の事柄は、施設の規律秩序維持と懲戒の問題にもあてはまる。少年院法は「紀律」違反に対して少年院の長が懲戒を行いうることを規定して

いるが（8条）、その具体的な内容と手続を明らかにしていない。国際人権法からは、少年が十分理解できる方法による違反行為事実の告知や、資格ある公平な機関への不服申立てを含む防御機会の付与と並んで、懲戒の対象となる事項を事前に規定することが要請されている（ハバナ68条、70条）。もっとも、ここでも、より重要なのは前提となる「秩序」や「懲戒」の意味合いである。国際人権法は、規律維持のためのいかなる措置も「安全と秩序ある共同生活という利益」を守るものでなければならず、少年の固有の尊厳と施設ケアの基本目的に合致したものでなければならぬことを求めている（ハバナ66条、一般的意見89項）。規律の内容は「共同生活」の観点から根拠づけられる必要がある。さらに、規律秩序を維持する方法について、近時の国際人権法は、職員と少年との積極的な関係性の発展や少年自身の参加を通して規律秩序の維持を図る「ダイナミック・セキュリティ」の考えを前面に押し出している（グライフスヴァルト88.1から88.4）。修復的な紛争解決や教育的な相互作用の懲戒に対する優先（94.1）もここから導き出されている。規律違反行為の意味づけとそれへの対応は教育作用の中でとらえられる必要がある。

不服申立てにつき、日本においては、いわゆる院長申立制度に加えて、広島少年院事件を受けて、法務大臣と監査官に対する苦情の申出が制度化された。しかし、それは訓令に根拠をもつにすぎない¹⁶⁾。意見表明権（条約12条）に留意した不服申立て制度の法定化とともに、第三者機関（オンプズマン）を設置することが望ましい（ハバナ75項、77項）。職員には成長発達の主体である少年に対する積極的なロールモデルとなることが期待されている（ハバナ83項）。少年との健全な関係性を担保するためにも、第三者機関には職員の相談機能をも担わせることが必要であろう。

なお、2007年の少年法改正により「おおむね12歳」の少年を少年院に収容することが可能となっ

13) 渡谷伊織「少年院における法務教官の職務権限と被収容少年の権利保障」刑政121巻10号（2010年）37～38頁を参照。

14) 法律上明文規定がないにもかかわらず実務上通信の事前検査が行われているのも、そのためであるといえる。

15) この点に関連して、手錠の使用に関する規定を新設した少年院法改正時の議論においても、教育との原理的な緊張関係が繰り返し指摘されていたことが想起されてよい。第22回国会参議院法務委員会議事録第7号（1955（昭30）年6月21日）2～12頁、同第9号（同年6月27日）1～12頁を特に参照。

16) 「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」（平成21・8・4矯総訓3880法務大臣訓令）。

た。CRCは第3回審査の最終所見において「刑事責任年齢に達していない子どもが刑法犯として扱われまたは矯正施設に送られないこと」(85項(c))を勧告している。児童福祉領域における人的資源の拡充こそが必要であり、これと併せて制度の見直しを進める必要がある。

(2) 少年刑務所

刑事裁判により自由刑を言い渡された少年は、原則として少年刑務所に収容される。国際人権法からみた場合、この領域は全く手付かずのまま課題が山積している状況にある。少年刑務所に関係する事務は、組織上、法務省の少年矯正課ではなく成人矯正課の所掌とされており(法務省組織令40条及び41条)、刑事施設処遇法も未成年者に関する特則を置いていない。そのため、少年にふさわしい不服申立て手段は存在せず、少年の特性に配慮した処遇も通達¹⁷⁾に根拠をもつにすぎない。実質的にみても、圧倒的多数を成人によって占められている少年刑務所は少年院よりも格段に規模が大きく、教員免許を有する職員の割合も少ない¹⁸⁾。日本の少年刑務所は、成人と分離した小規模な開放型施設の設置の要請や成人刑務所・成人用施設への措置の禁止(一般的意見85項)に、実質的には反している疑いが濃い。

少年刑務所の問題の大きさに鑑みれば、16歳に達するまでの間少年受刑者を少年院で処遇することができる「少年院収容受刑者」制度(少56条3項)の対象を少年受刑者一般に拡大すべきであるという立法論は注目すべきものを含んでいる¹⁹⁾。しかし、「少年院収容受刑者」制度は2000年の少年法改正において、検察官送致決定の対象範囲拡大の弥縫策である。CRCは、そもそもこの法改正による検察官送致の対象拡大を具体的な勧告を伴って批判している(第2回審査総括所見53項、54項(d)、第3回審査総括所見83項、85項(d))。実質的に

みても、成人行刑施設への移送を出口とする矯正教育が成り立ちうるのか、またそれが国際人権法の求める処遇のあり方と適合するものなのか、疑義がある。この間の一連の立法が国際人権法と適合していないことが正面から認められなければならない。

5 むすびにかえて

CRCによる第1回審査の段階ですでに示されていたように、日本における少年司法運営一般に、国際人権法の精神との不一致が多く見られる。CRCが第2回審査と第3回審査の総括所見において2000年以降の一連の少年法改正が国際人権法の精神に違背していることを繰り返し指摘し、懸念と勧告をより具体化しているように、その問題性は、国際人権法に敵対的とすら評しうることの間の立法論議と政策により増幅されている。少年の身体拘束の問題は、こうした構造の上にもある。

「少年矯正を考える有識者会議提言」に見られるように、今後、少年の身体拘束の問題は、部分的とはいえ、具体的な法改正の動きの中で論じられていくことになる²⁰⁾。身体拘束処分や施設内処遇のあり方は、処遇水準の維持や矯正職員の負担の観点からいっても、身体拘束処分の回避のあり方を伴って議論されなければならない。自由剥奪に対するセンシビリティのなさとその効果への過大な期待の克服と同時に、社会の包摂力の強化が急務である。「縦割り」とは対極にある、国際人権法が基礎に置く「子ども中心」の精神を汲み、社会において少年が成長発達を遂げるための選択肢を増やすために「少年司法制度にかかわる全ての専門家」が果たすべき責任は、極めて重い。

(たけうち・けんじ 九州大学准教授)

17) 「少年受刑者等の処遇の充実について」(平成18・5・23矯正成3352矯正局長通達)。

18) 浜井浩一「少年司法厳罰化の現実と矛盾」佐藤幹夫=山本誠司『少年犯罪厳罰化 私はいこう考える』(洋泉社、2007年)100-112頁を特に参照。

19) 川出敏裕「少年非行・少年犯罪」ジュリ1348号(2008年)161頁。なお、一般的意見86項も参照。

20) CRCは、第2回審査の総括所見で子どもに影響を及ぼす政策策定への子どもの参加が確保されていないことに懸念を示している(28項)。少年院収容経験のある者からのヒアリングが立案過程で行われていることも含め、「提言」には積極的に評価できるところが少なくない。しかし、そこでは国際人権法の参照が部分的なものにとどめられており、議論の対象も少年に対する勾留や行刑の問題を含まない「少年矯正」に限定されている。